

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

河津町長

市町村名 (市町村コード)	河津町 (223026)
地域名 (地域内農業集落名)	河津町 ( 田中、沢田、上峰、下峰、泉奥原、見高入谷、見高浜 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月26日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

狭小で傾斜地である農地が多く、規模拡大を図ることが難しいため、今後継者不在の農地面積が多くなると思われる。  
このような状況の中、施設園芸はイチゴの未分化定植・本圃増殖栽培法や環境制御装置当新技術の導入により省力化を図り、規模拡大のできる状況を作りだしていく。露地栽培は、新たな作物の導入や実践者が増えている有機農業への取組を進めるなど、担い手の確保を図る方策を提案していく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物であるワサビ、柑橘、施設花卉、施設野菜の生産を維持し、集約化を図る。  
集約の方法については、各地域、集落ごとの特徴を踏まえ、認定農業者、農業法人、地域外の希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れる。さらに、農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	218 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	94 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地区域内農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。  
また、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手(認定農業者、農業法人)への農地の集積・集約化は、農地バンクの利用を基本としつつ、担い手の実情に適合した計画的な農地利用を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域内の農地を農地バンクへ貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。農業委員及び農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮して進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を令和6年度中に計画する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していく。町、農林及びJAが連携し、相談から定着まで切れ目ない取り組みを行っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業の委託等を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣害の被害が拡大しないよう鳥獣被害対策実施隊を中心に研修会等を実施し、地域で鳥獣害から守る体制を構築する。
---